

平成22年3月30日

財団法人日本テニス協会 会長 盛田正明
認定NPO法人マナーキッズ®プロジェクト
理事長 田中日出男

マナーキッズテニスプロジェクトの主催者の変更について

この度、財団法人日本テニス協会主催「マナーキッズテニスプロジェクト」は、平成22年4月1日より、認定NPO法人マナーキッズプロジェクトが主催することに決定致しました。

つきましては、「マナーキッズテニスプロジェクト」は、認定NPO法人マナーキッズプロジェクトの事業に包含することに致します。

主催者の変更の理由等は下記の通りです。

記

1 マナーキッズテニスプロジェクトの主催者の変更の理由について

財団法人日本テニス協会マナーキッズテニスプロジェクトは、平成17年4月に開始し、爾来、43都道府県において、412回開催し、30,434人の幼稚園園児・小学生児童が参加した。平成19年6月にNPO法人マナーキッズプロジェクトが発足後は、野球、サッカー、ラグビー、ミニバスケット、柔道、剣道、空手、ゴルフ、音楽等活動領域が拡がっており、11,502人が参加した。

平成21年4月より、マナーキッズテニスプロジェクトの運営をNPO法人マナーキッズプロジェクトに業務委託していたが、平成22年3月16日付で、NPO法人が国税庁より、認定NPO法人の認定を受けたのを契機に、主催者を変更することにした。

マナーキッズテニスプロジェクトの特徴は、テニスと日本の伝統的な礼法とのコラボレーションにあるが、認定NPO法人マナーキッズプロジェクトは、テニスに限らず他のスポーツ・文化活動と日本の伝統的な礼法とのコラボレーションすることにより、教育委員会、ロータリークラブ、青年会議所他のご支援を得ている。子どもテニスの普及活動としても、認定NPO法人マナーキッズプロジェクトの中のマナーキッズテニス事業として包含する方がより拡がることを期待している。

財団法人日本テニス協会普及・指導本部では、国際テニス連盟提唱の「Play & Stay」プログラム（ボール：スポンジボール ローコンプレッションボールで3段階のボール、ラケット：段階的に成長に合わせて、コートサイズ：使用するボールに合わせて）の普及活動に注力したいと考えている。

2 マナーキッズテニスプロジェクトの今後の展開について

財団法人日本テニス協会としては、マナーキッズテニス教室が、幼稚園・小学校の授業とし

での開催が広がっているように、マナーキッズテニスプロジェクトは、子どもテニスのプロモーション活動として、非常に有効と考えている。

平成22年度は、品川区教育委員会が全国で初めてマナーキッズ教室に予算化したのを契機に、品川区をモデルにして、区テニス連盟他諸団体と連携しながらマナーキッズテニスの普及・定着化に努力したい。そこでの成功例を全国に発信したいと考えており、マナーキッズテニスプロジェクトと「Play & Stay」プログラムとの連携も視野に入れて取り組んでいきたい。

3 文部科学大臣杯マナーキッズテニス全国小学生団体戦及びマナーキッズテニス大使海外派遣について

文部科学大臣杯マナーキッズテニス全国小学生団体戦及びマナーキッズテニス大使海外派遣についても、認定NPO法人マナーキッズプロジェクトが主催者になる。

4 主催者の変更後の「後援」「協賛企業」他について

認定NPO法人マナーキッズプロジェクトは、既に文部科学省及び財団法人日本体育協会（マナーキッズスポーツ教室）の後援を得ている。

第6回文部科学大臣杯マナーキッズテニス全国小学生団体戦については、認定NPO法人マナーキッズプロジェクトとして、文部科学省後援に加えて、神奈川県教育委員会、横浜市市民活力推進局及び財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団の後援を申請することになる。

認定NPO法人マナーキッズプロジェクトの事業の中、マナーキッズテニス教室、マナーキッズテニス大使海外派遣、第6回文部科学大臣杯マナーキッズテニス全国小学生団体戦については、財団法人日本テニス協会に後援申請する。

また、マナーキッズテニスプロジェクトの協賛企業については、引き続き、認定NPO法人マナーキッズプロジェクトの協賛企業になって頂くようお願いする。

5 商標登録について

財団法人日本テニス協会が所有している、商標「マナーキッズ」、「キャラクターの図形」及び「図形（ハート）」は、認定NPO法人マナーキッズプロジェクトに商標権移転登録申請を行う。

6 認定NPOについて

認定NPOとは、公益性が高いかどうかを

- ① 広く一般から支持を受けているかどうか。
- ② 活動や組織運営が適正に行われているかどうか。
- ③ より多くの情報を公開しているかどうか。

を国税庁が審査し、国税庁長官の認定がおりれば次のような税の優遇措置が受けられる。

- ① 個人が認定NPO法人へ寄付をした場合に寄付金控除が受けられる。
- ② 法人が認定NPO法人へ寄付した場合に損金に算入する枠が広がる。
- ③ 相続や遺贈により財産を取得した人が認定NPO法人へ寄付した場合に寄付した財産が相続税の課税対象から外れる。

④ 認定NPO法人が収益事業から得た収益を非収益事業に使用した場合に、この分を寄付金とみなして一定の範囲で損金にできる。(みなし寄付金)

また、間接的な効果として認定NPO法人となったことにより世間に対する信用力がアップする。

税の優遇措置を受けられることから、審査は極めて厳格で、3万数千あるNPO法人の中で、平成22年3月16日現在認定の有効期間内にある法人は122NPO法人だけである。

問合せ先：認定NPO法人マナーキッズ®プロジェクト

166-0002 東京都杉並区高円寺北3-22-3 デルコホームズ4階

電話 03-3339-6535 FAX 03-6426-1580

E mail office365@mannerkids.or.jp

URL <http://mannerkids.or.jp/>